

横浜植物防疫協会からのお知らせ

(輸入栽植用種子・栽植用生植物関係)

【タイ産植物におけるColumnea latent viroid等に係る緊急的な
輸入検査対応について】

農林水産省植物防疫課から以下のとおり連絡がありましたので、お知らせします。

【概要】

1-1. 経緯(Columnea latent viroid)

- (1) 本年10月、植物防疫所における輸出検査において、タイ産トマト種子からColumnea latent viroid(CLVd)を検出。現在、タイは、CLVdの対象地域として規定されていない。
- (2) 文献調査において、タイでのCLVdの発生に係る情報(※)を新たに確認。

1-2. 経緯(Pepino mosaic virus)

- (1) 本年4月、植物防疫所における輸出検査において、タイ産と推測されるなす種子から、Pepino mosaic virus(PepMV)を検出。現在、タイは、PepMVの対象地域として規定されていない。
- (2) 8月、植物防疫所における輸入検査において、タイ産トマト種子を検定した結果、PepMVを検出。

2 緊急の暫定措置

今般の事例を受け、タイにおいてCLVdが発生していると考えられることから、本ウイルスの侵入を適切に防止するため、暫定的な措置として、輸入検査において緊急の暫定措置対応を実施する。なお、タイに対しては、規則別表2の2の26項に掲げる植物について、WTO/SPS緊急通報により輸出前の検定を要求予定。

当該通報による措置の発効後に発行された検査証明書において、当該検定に係る追記が適切にされていない場合、廃棄・返送となる。

緊急の暫定措置の内容など詳細については、別添(協会説明資料)タイCLVd + PepMVを参照願います。

以上

タイ産植物における *Columnea latent viroid* 等に係る緊急的な輸入検査対応
について

1-1. 経緯 (*Columnea latent viroid*)

- (1) 本年10月、植物防疫所における輸出検査において、タイ産トマト種子を検定した結果、*Columnea latent viroid* (CLVd)。植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の2の26項で、輸出国での精密検定の対象として規定する検疫有害植物。）を検出。
- (2) 現在、タイは、CLVdの対象地域として規則別表2の2の26項で規定されていない。
- (3) 文献調査において、タイでのCLVdの発生に係る情報（※）を新たに確認。

1-2. 経緯 (*Pepino mosaic virus*)

- (1) 本年4月、植物防疫所における輸出検査において、タイ産と推測されるなす種子を検定した結果、*Pepino mosaic virus* (PepMV)。規則別表2の2の25項で、輸出国での精密検定の対象として規定する検疫有害植物。）を検出。
- (2) 現在、タイは、PepMVの対象地域として規則別表2の2の25項で規定されていない。
- (3) 5月、輸入検査において、タイからのなす及び規則別表2の2の25項に掲げる植物等について、PepMVに対する検定を開始。（なお、11月、文献調査等の結果、なすを介してPepMVが侵入するとの明確な科学的根拠は得られなかったため、なすに対する当該検定を取り止め。）
- (4) 8月、植物防疫所における輸入検査において、タイ産トマト種子を検定した結果、PepMVを検出。

2. 緊急の暫定措置

今般の事例を受け、タイにおいてCLVdが発生していると考えられることから、本ウイルスの侵入を適切に防止するため、暫定的な措置として、輸入検査において以下の対応を実施する。

なお、タイに対しては、以下の対象植物（規則別表2の2の26項に掲げる植物）について、WTO/SPS緊急通報により輸出前の検定を要求予定。当該通報による措置の発効後に発行された検査証明書において、当該検定に係る追記が適切にされていない場合、廃棄・返送となる。

また、現在輸入検査においてタイ産植物について検定を実施しているPepMVについて、本年8月、タイ産トマト種子の輸入検査での検出を受け、タイに対して、以下の対象植物（規則別表2の2の25項に掲げる植物）について輸出前の検定を要請。当該検定に係る追記が検査証明書に適切にされている場合は、以下の対応の対象から除外する。

(1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、タイを原産地とする規則別表2の2の25項及び26項に掲げる植物

(2) 対応を行う期間

CLVd (種子) : 令和4年12月26日からWTO/SPS緊急通報による措置発効までの当面の間

CLVd (生植物 (種子及び果実を除く。)) : 令和5年1月9日からWTO/SPS緊急通報による措置発効までの当面の間

PepMV : 当面の間 (継続)

(3) 精密検定

次の数量について、当該検疫有害植物を対象とした遺伝子検定の実施。

植物	検定対象
種子	4,600粒 (同一の検査単位に含まれる種子が46,000粒未満の場合は、当該種子数の10%)
生植物 (種子及び果実を除く。)	検査単位ごとに1%の生植物から若葉 (最低1葉) をサンプリングし、検定

(4) その他

対象植物の輸入に当たり、精密検定の実施に関して以下の点について留意いただきたい。

- ① 検定実施のため輸入検査時に荷口を留め置くため、苗や穂木等の生植物においては、検定が終了するまでの間に傷みや枯死等による品質劣化の可能性があること
- ② 検定に供する試料の採取のため、組織培養体においては容器を開封する必要があることから、雑菌による汚染が生ずること

(※) 文献

Tangkanchanapas, P. (2021) Viroid-host interactions in Solanaceae (Doctoral dissertation, Ghent University). (online), available from <https://www.researchgate.net/publication/351121568_Viroid-host_interactions_in_Solanaceae>, (accessed 2022-10-27).

Tangkanchanapas, P., A. Haegeman, M. Höfte and K. D. Jonghe (2021) Reassessment of the Columnea latent viroid (CLVd) taxonomic classification. *Microorganisms* 9: 1117. (online), available from <<https://www.mdpi.com/2076-2607/9/6/1117>>, (accessed 2022-10-27).